

# 検 定 意 見 書

3 枚中 1 枚目

受理番号 102-284		学校 高等学校		教科 芸術		種目 音楽 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	14	上右	「伴奏のリズム」及びその楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 (伴奏のリズムをどのように合わせるかについての説明が不足している。)	3-(3)				
2	15	上	「原語歌詞とその意味」の右列の4行 「I patti erano chiari:」以下の歌詞	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (14ページの「黒い猫が欲しかった」のどの部分に当たる歌詞なのかが分かりにくい。)	3-(3)				
3	17	下	「歌唱のポイント5 言葉のアクセントと旋律」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「拍子による拍の強弱(●)」の意味が分かりにくい。)	3-(3)				
4	23	下	「コードで弾こう」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (右手の奏法についての説明が不足している。)	3-(3)				
5	54	上	「アフリカ熱帯雨林の暮らしにおける音楽」の9～10行「地面に掘った穴を共鳴部とした「アングビンディ」	生徒にとって理解し難い表現である。 (どのような楽器なのかが分かりにくい。)	3-(3)				
6	60	中	「舞楽《陵王》の流れ」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (追吹及び退吹についての説明が不足している。)	3-(3)				
7	62	下	「《高砂》を謡おう」の右の楽譜(図)の1段目	生徒にとって理解し難い表現である。 (5～8拍をどのように扱うのが分かりにくい。)	3-(3)				
8	63	中右	「笛(能管)」の図版	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (楽器の形状)	3-(3)				
9	68	7	「音楽が生まれるとき、その背景には場所や歴史、文脈があるということ。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (文脈の意味が分かりにくい。)	3-(3)				
10	105	下	楽譜下の1行「作詞者のジョン・ニュートン John Newton (1725～1809) は」	不正確である。 (生没年の表示)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-284		学校 高等学校		教科 芸術		種目 音楽 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	116 - 117		楽譜「Drums」パートの表記	楽譜の表記が不統一である。 (符頭の位置)	固有 3-(1)				
12	118	下	楽譜下の「p. 32ギターの奏法」	誤記である。 (参照ページ)	3-(2)				
13	120		「ていんさぐぬ花」	編曲者名等が示されていない。	固有 2-(5)				
14	123	下右	「Step 2」の「例 2」の楽譜の 2 小節 3, 4 拍目	不正確である。 (コードネームと和音とが合っていない箇所がある。)	3-(1)				
15	131	下	「オペラとオラトリオの作曲家ヘンデル」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (オラトリオについての説明が不足している。)	3-(3)				
16	140	中	「主な音楽の流れ」の年表中の「琵琶楽」の下の「琵琶法師の音楽」	生徒にとって理解し難い表現である。 (音楽や芸能の分類がなされていない。)	3-(3)				
17	149	下右	「2020東京オリンピック」	不正確である。 (2020)	3-(1)				
18	160	中右	「ツーフィンガー奏法」の 1 行「親指をピックアップや弦の上に置き」	生徒にとって理解し難い表現である。 (ピックアップについての説明が不足しているため、演奏に当たり理解し難い。)	3-(3)				
19	160	下	「例」の右の楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 (奏法の記号等についての説明が不足している。)	3-(3)				
20	164	中	「母音」の表中の表記「子音字+ill(e)」の単語の例	不正確である。 (「feuille」)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

3 枚中 3 枚目

受理番号 102-284	学校 高等学校	教科 芸術	種目 音楽 I	学年
--------------	---------	-------	---------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
21	164	下	「フランス語の数字を覚えよう」の「zero」	不正確である。 （「e」）	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 102-285		学校 高等学校		教科 芸術		種目 音楽 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	10	下	「息をコントロールして歌うためには、リップロールや巻き舌で長く息を出す練習が効果的」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。(巻き舌についての説明が不足している。)	3-(3)				
2	51	下	「Exercise 2」の「③躍動感のある曲を指揮するときや裏拍の入りを指示するときには、打点から腕を撥ね上げ、減速して打点に戻して振ることがある。この振り方は「撥ね上げ」とも呼ばれる。」	生徒にとって理解し難い表現である。(指揮をするために必要な説明が不足している。)	3-(3)				
3	97	中左	「ていんさぐぬ花(→P.92)」	誤記である。(参照ページ)	3-(2)				
4	104 - 105		「Rock History」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。(ロックの分類等は多様であることが示されておらず、誤解するおそれがある。)	3-(3)				
5	130	左中	「いろいろなリズム」の「スウィング」及びその下のリズムを示す音符	生徒が誤解するおそれのある表現である。(スウィングのリズムについて誤解するおそれがある。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-286		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽 I	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	3	中右	「指揮者」の2～3行「セッティング や使用楽器の指示をすることも多い。 」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (使用楽器の意味が分かりにくい。)	3-(3)	
2	11	下右	「譜例①」及びその下の1～2行「 翼をください」冒頭部分の、ピアノ伴奏 のリズムのみを抜き出すと譜例①の ようになる。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (リズムが一致していない。)	3-(3)	
3	14	下	「音階と調」の上の「花を咲く」 他に、139ページ下左の「《興業の スタイル》」	誤記である。 (「を」, 「業」)	3-(2)	
4	21	中	「「この道」はどの道?」の5～6行 「あかしやの花, 白い時計台, 馬車… …固有名詞を巧みに用いて描かれるの は」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「あかしやの花」, 「白い時計台」及び「馬車」 は固有名詞とは言い難い。)	3-(3)	
5	26	下	「里の秋」楽譜の4段目の歌詞	生徒にとって理解し難い表現である。 (3番に相当する歌詞が欠落している。)	3-(3)	
6	43		楽譜の4段1小節上の「D7/G」	不正確である。 (出典楽譜に照らして不正確である。)	3-(1)	
7	53	下	楽譜下の2行「コントラルト(低い アルト)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (コントラルトと低いアルトとの関係が分かりにく い。)	3-(3)	
8	58	上	「文部省音楽取調掛 村田さち子: 訳 詞」	不正確である。 (作曲者等の表記)	3-(1)	
9	62		楽譜「三線」パートの4段1小節3拍 目の「ホ音」とその下の「上」	相互に矛盾している。 (音高が一致しない。)	3-(1)	
10	64	下	楽譜下の「岡野貞一(→p.27)」 他に、131ページ左中「楽曲について 」の11行「p.95」	誤記である。 (参照ページ)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-286		学校 高等学校		教科 芸術		種目 音楽 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	73		楽譜「テノール」パートの1段最終小節1, 2拍目とそれに対応する歌詞	相互に矛盾している。 (音符と歌詞が一致しない。)	3-(1)				
12	74		楽譜の4段3小節4拍目の上段の歌詞「へのー」	誤記である。 (「ー」)	3-(2)				
13	90	中	「体の使い方を工夫しよう」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (体の使い方の意味が分かりにくい。)	3-(3)				
14	121	左	「作曲家にとっての楽譜とは」の18～19行「この〔譜例1〕は、〔譜例2〕で冒頭の最上声部を担当するトランペットの音である。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (〔譜例2〕に照らして、トランペットについての説明が不足している。)	3-(3)				
15	121	左下	「指揮者や演奏者にとっての楽譜とは」の5行「変ニ長調なのに、なぜホ長調で始まっているのだろうか」	生徒にとって理解し難い表現である。 (〔譜例2〕に照らして、ホ長調であることが分かりにくい。)	3-(3)				
16	125	下左	「コラム」の10～11行「フランスのラモー(1683-1784)」	不正確である。 (生没年の表示)	3-(1)				
17	126	下左	「オペラ「フィガロの結婚」KV495」	不正確である。 (ケツヘル番号)	3-(1)				
18	129	下左	「コラム」の2～4行「ベートーヴェン、ブラームス、チャイコフスキー、さらにシベリウスの協奏曲など、ニ長調で書かれているものが多い。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (シベリウスのヴァイオリン協奏曲は一般的にニ短調と表記されるため、誤解するおそれがある。)	3-(3)				
19	133	左	「作曲家について」の4～5行「18歳の時に初演された交響曲第1番が」	不正確である。 (18歳の時に初演)	3-(1)				
20	140	下	年表中の「1886年エジソン蓄音器発明」	不正確である。 (1886年)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

3 枚中 3 枚目

受理番号 102-286	学校 高等学校	教科 芸術	種目 音楽 I	学年
--------------	---------	-------	---------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
21	143	下右	年表中の「Apple社のスマートフォン」	特定の企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)
22	151	3	「p. 150でつくった旋律にタイトルをつけ、そのイメージに合った和音をつけよう。」及びその下の2つの楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。(150ページでつくった旋律の例と小節数が異なっている。)	3-(3)
23	164	中左	「最初の印刷楽譜の出版 (1501)」	生徒にとって理解し難い表現である。(記載の位置)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-287		学校 高等学校		教科 芸術		種目 音楽 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	④	下右	「▲スティールパン」	不正確である。 (スティールパンは「▲(膜鳴楽器)」とは言い難い。)	3-(1)				
2	⑤	中右	図版中の「回り舞台」及び「セリ」 他に、76ページ中左のギターを図版中の「フレット」及び「指板」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (指し示している場所が分かりにくい。)	3-(3)				
3	4		楽譜の6段1小節4拍目とそれに対応する2番の歌詞	相互に矛盾している。 (8分休符と「か」)	3-(1)				
4	12	中	「肺と声帯の働き」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (声帯の働きについての説明が不足している。)	3-(3)				
5	29	上右	「7～8小節」楽譜下の2～4行「歌詞にある「Schnell(早く)」は、長母音(母音を伸ばす単語)が付点8分音符で歌われる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「Schnell」が長母音を含む単語のように誤解するおそれがある。)	3-(3)				
6	51	下左	「動機の例①」の楽譜及びその下の「特徴」の2行「順次進行で上行して3度下行」	生徒にとって理解し難い表現である。 (楽譜の旋律には3度の上行等が含まれている。)	3-(3)				
7	51	下	「動機①を用いた創作例」の楽譜(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (動機①と楽譜中に示された動機との関係が示されていないため、誤解するおそれがある。)	3-(3)				
8	52	上右	3行「1946(昭和24)年」	相互に矛盾している。	3-(1)				
9	70	上左	「リコーダーの歴史と種類」の3～6行「その後バロック時代になると、現在のフルートの前身にあたるフラウト・トラヴェルソが流行するにつれ、あまり演奏されなくなっていきました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (リコーダーはバロック時代にあまり用いらなかったように誤解するおそれがある。)	3-(3)				
			」						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 102-287		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽 I	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	70	中左	「各楽器の音域」の鍵盤の図中の「バス」の音域及び⑨ページ「リコーダー運指表」の「バス」の楽譜とそれに対応する運指	相互に矛盾している。 (音域)	3-(1)	
11	75	下	「テクスチュア」の右1～2行「音楽は、音や旋律の重なり方、音色や強弱など、要素の組み合わせ方によって特徴が際立ちます。これをテクスチュアといいます。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「これ」が指し示しているものが分かりにくいいため、テクスチュアについて誤解するおそれがある。)	3-(3)	
12	80		楽譜「Guitar 2」パートの2段2小節上の「※」印	生徒にとって理解し難い表現である。 (「※」が何を意味しているのかが分かりにくい。)	3-(3)	
13	84	中	「2」の1行「使用する楽器や声、音具を考えて」	生徒にとって理解し難い表現である。 (音具についての説明が不足している。)	3-(3)	
14	87	中	楽譜「Drums」パートの2段1小節の1拍目及び5小節	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ下右の〈ドラム譜の例〉に照らして分かりにくい。)	3-(3)	
15	96		「日本音楽の流れ」の年表中の「能」の列の「能楽の萌芽」及び98ページ上左「武士の台頭と音楽」の1行「能楽の萌芽と興隆」	相互に矛盾している。 (能楽の萌芽の時期)	3-(1)	
16	98	中左	「町人文化の開花」の10行「当座道」他に、109ページ下左の「ミケランジェロ・プロナローティ」	誤記である。	3-(2)	
17	98	下	「用語集」の右列「25長唄」の2行「唄、細棹三味線、鳴物からなる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (鳴物についての説明が不足している。)	3-(3)	
18	102	中左	「2. 箏と打物で、「酒胡子」の1段目を演奏してみよう」及びその下の楽譜の「鞆鼓」、「太鼓」及び「鉦鼓」のパート	生徒にとって理解し難い表現である。 (演奏に当たり記号等についての説明が不足している。)	3-(3)	
19	102	下右	箏の運指表の下の楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 (黒い符頭と全音符の意味が分かりにくい。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 102-287		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽 I	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	103	下右	「能「安宅」」の2行「囃子は能管と太鼓，小鼓のみで演奏されます。」	不正確である。 (太鼓)	3-(1)	
21	104 - 105		「ケチャ」及び「ケーンの音楽」に付された国や地域を指し示す点線	不正確である。 (国や地域の位置)	3-(1)	
22	111	上	「古典派」の1行「古典派の時代には，弦楽四重奏やピアノ・ソナタといった室内楽，交響曲が発展した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ピアノ・ソナタは一般的に室内楽に分類されないため，誤解するおそれがある。)	3-(3)	
23	112 - 113	下	年表中の「第1回印象派展 [仏] (1874)」，「第二次世界大戦 (1939～1945)」及び「LP盤レコードの発売 (1948)」に付された点線及び実線	不正確である。 (年代の位置)	3-(1)	
24	113	下右	「iPod発売 (2001)」及び図版下の「iPod」	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
25	116	中左	「第1節」のドイツ語歌詞3行「traume」(aにウムラウト)	不正確である。 (出典楽譜に照らして不正確である。)	3-(1)	
26	117	左	ラテン語歌詞の3行「fluxit aqua」	生徒にとって理解し難い表現である。 (モーツァルトの「アヴェ・ヴェルム・コルプス」のラテン語歌詞と異なる。)	3-(3)	
27	126	下	「〈第1楽章〉光を放つ生き物」，「〈第2・第3楽章〉くじらの鳴き声」及び「〈第3楽章〉シロナガスクジラ」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (それぞれが何を説明しているのかが分かりにくい。)	3-(3)	
28	129	上右	「カタカリ」の3～4行「音楽は打楽器のみの編成で」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (音楽には歌唱も用いられるため，誤解するおそれがある。)	3-(3)	
29	133	下右	楽譜の後の4～6行「楽器の種類や演奏者によって，演奏方法が異なります。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (楽器の種類の意味が分かりにくい。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

4 枚中 4 枚目

受理番号 102-287		学校 高等学校		教科 芸術		種目 音楽 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
30	135	下	「Air de toreador」（toreadorのeにアクセント）の楽譜2段3小節4拍目の原語歌詞の読み方を示すカタカナ表記	脱字である。	3-(2)				
31	150	上左	「Q. オペラと歌劇は違うの？」の下の「A.」の3～4行「作品番号で用いる「op.」は、operaの複数形opusの略です。」	不正確である。 (複数形)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。